



独立行政法人

国立高度知的障害者総合施設 のぞみの園

VOL.78

令和5(2023)年10月1日発行

ニュースレター

特集 矯正施設を退所した知的障害者への支援



国指定名勝「吾妻峡(あがつまきょう)」

吾妻峡は、群馬県吾妻郡に位置し、懸崖や奇石、滝など変化に富んだ美しい眺めが続く渓谷です。関東の耶馬渓とも言われ、群馬県の上毛かるたにも「耶馬渓しのぐ吾妻峡」と謳われています。

4月の中旬頃にはミツバツツジが咲き、5月には新緑におおわれ、10月下旬から11月上旬にかけて紅葉の見頃を迎えます。

～ 共に生きる社会の実現をめざして ～

【特集】

矯正施設を退所した知的障害者への支援

- 課題解決に向け新たな協力体制の構築 2
- 国立のぞみの園における矯正施設を退所した知的障害者等への支援の変化、今後の支援に必要な取り組みについて 4
- 矯正施設を退所したAさんの地域移行 10
- 地域生活定着支援センターのフォローアップ業務における現状と課題 12

【養成・研修】

- 令和5年度強度行動障害支援者養成研修(指導者研修)について 14

【調査・研究】

- 令和5年度研究計画について 16

【臨床の現場から】

- 『発達』の視点がもたらしてくれたこと 18

【共に生きる】

- 国立のぞみの園の地域移行の取り組み 20

【援助・助言】

- 知的障害や発達障害のある方の支援に携わる皆さまへ
支援について相談したいことはありませんか？ 22

【実践レポート】

- 知的・発達障害者の感染対策の困難さ
ー生活の場の課題と解決のヒントー 24
- 感染症対策推進プロジェクトチーム 活動レポート 26

【Information】

- お問い合わせ先のご案内 27

課題解決に

I. 第5期（2023～2027年）における
矯正施設を退所した知的障害者の支援

国立のぞみの園（以下「当法人」という。）では、矯正施設を退所した知的障害者（以下「矯正施設退所者」という。）に関して、知的障害・発達障害を起因とする著しい行動障害や社会的不適応・課題となる行動等があり、地域生活を営むことが困難な者（著しい行動障害を有する者等）を有期限で受け入れています。そのため有期限で受け入れる際の基本は、地域での支援が整うようにご本人の地域での支援体制整備の見通しを共有すると共に、全国の支援施設でのモデルとなる支援を提起することでもあります。

社会的不適応・課題となる行動があり、矯正施設等を経由して当法人に入所する者の多くは、知的障害のみならず発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、支援に当たっては司法関係機関との連携・協力と医療・福祉両面から支援を進めています。

併せて当法人の調査・研究機能を活用して、知的・発達障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータ収集・分析を行い、情報発信に努めています。

II. 取り組み開始時を振り返る
～罪を犯した障害者の自立に向けた支援～

当法人における「矯正施設退所者」への取り組みは、中期計画・中期目標の第2期（2008～2012年）からの取り組みになります。具体的には、「行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の自立した生活が可能になるようなサービスモデル等を構築するとともに、他の知的障害関係施設等に対して情報提供を行う」といった計画に基づき、「罪を犯した知的障害者に対して再犯を防止し、自立に向けた支援」を行ったことが出発点です。平成16年に地域支援部に「社会生活支援センター準備室」を設置し、罪を犯した知的障害者の有期限の受け入れを行い、自立に向けたモデル的支援を行いました。

知的障害者の多くは、出所後も頼れる人はなく、一人では様々な行政手続き等を行うことができず、就労もできないという実態が多くあることが把握され、適正な福祉サービスを受けられるようにし、社会生活への順応を促進することで再犯を防ごうと試みたのです。療育手帳の未取得のため福祉

向け新たな協力体制の構築

理事長 田中 正博

サービスを受けにくい状況により犯罪に至った事情も明らかになり、まさに司法と福祉の制度の隙間を埋める作業に取り組みました。関わり始めた当時の犯罪種別は、窃盗(万引・置引)や詐欺(無銭飲食)などの軽微な犯罪が多く、犯罪に至る要因を軽減することが再犯防止策につながるだろうと取り組んだのです。

Ⅲ. 地域定着支援センターに向けての取り組み

平成 20 (2008) 年度には、社会福祉法人南高愛隣会(長崎県)、社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団(当時:現在グロー)(滋賀県)との共同研究を厚生労働省、障害者自立支援調査研究事業で行いました。各法人においてモデル的に、罪を犯した知的障害者を施設等で受け入れ、地域生活での自立を推進しました。併せて、受刑中の知的障害者を福祉サービスにつなげる仕組みを「社会生活支援センター(仮称)」とし、どのようにしたら全国各地にもれなく設置できるのか、有識者や実践者をメンバーとする研究検討委員会を設置し、具体策を練ったことが、後の「地域生活定着支援センター」の礎となりました。

Ⅳ. 罪を犯した高齢者・障害者に寄り添う福祉による支援力の向上に向けて

平成 21 (2009) 年度より各都道府県に設置された「地域生活定着支援センター」の役割や取り組みが、令和 3 (2021) 年度よりバージョンアップしています。これまでの矯正施設から出所する帰住先のない高齢者や障害者の支援(出口支援)の取り組みに、新たに「被疑者等支援業務(入口支援)」が加わったのです。被疑者等支援業務とは、逮捕されたり、裁判中であったりする刑事司法手続きの入り口段階にある高齢者や障害者の被疑者・被告人に対して、釈放後直ちに必要な福祉サービスなどを利用できるように支援するものです。矯正施設を出所する人だけでなく、起訴猶予や執行猶予などの矯正施設に入らずに釈放となった人への社会復帰支援も可能となりました。

また令和 4 (2022) 年度には、「拘禁刑」の創設が決定されると共に刑の執行猶予制度の拡充を始めとする刑事司法制度の変更がなされました。出口支援は、再犯なく地域で安定した生活につながるため、福祉の支えが地域の理解の中で進められる事も重要です。

V. 現在の取り組みと今後の課題

矯正施設を退所した知的障害者の支援に関しては、研修・研究事業を重点化してきました。罪を犯した方への福祉による支援力の向上が新たな仕組みを踏まえて求められる中、当法人でもフィールドを活用しながらの研究を進めています。現在のフィールドは、第 4 期(2018～2022 年)に性加害行為の対応に焦点を当て、性加害行為に至った個別の背景要因へのアプローチを開始しました。それに伴い、利用者のトラウマやアタッチメント(愛着)の問題への対応を重点的に進めています。具体的には、令和 4 (2022) 年度より、スーパーバイズを取り入れ、利用者との個別面談による構造化を意図的に取り入れ、性加害行為の課題のある利用者の再犯防止を支援の中でプログラム化していく取り組みをしております。当法人のフィールドは限られておりますので、全国の地域定着支援センターに協力を仰ぐと共に、山口県立大学の水藤昌彦教授や日本福祉大学の山崎康一郎准教授のご指導を頂きながら、また、関係機関と連携しながら実践を重ね、全国の実践する皆さまに情報発信できるように進めて参りたいと思います。

独立行政法人設立20周年を迎えて

理事長 田中 正博

令和 5 年 10 月 1 日、独立行政法人として再出発したのぞみの園が、20 周年を迎えました。この間、のぞみの園では様々な事業に取り組んで参りました。節目にあたり、まずは、のぞみの園をご利用頂いた皆さまに感謝致します。さらには私たちをご支援、ご協力頂いた全国の多くの関係者の皆様にも、感謝致します。

現在の第 5 期中期目標期間では、第 6 期の展開を見据えて、積極的に事業・組織を見直していく必要があります。段階的に目標を設定しつつも、基本を大切に、障害のある方々のニーズに真摯に応え、充実した日常に資する支援を提供していきます。さらに、実践を踏まえた調査・研究を展開し、障害福祉行政の推進に寄与するよう、役職員一同、一致協力し、着実な取り組みを進めて参ります。引き続きご支援、ご協力をお願い致します。

のぞみの園ではコロナ感染防止対策を、コロナが 5 類に移行する前の基準で継続しております。そのため 20 周年に係る対面での式典等は行わず、20 周年誌等の発刊により、記念に代えさせて頂きます。ご理解賜りますよう重ねてお願い致します。

国立のぞみの園における矯正施設を退所した知的障害者等への支援の変化、今後の支援に必要な取り組みについて

生活支援部特別支援課はばたき・ひなた寮 副寮長 高橋 理恵

平成20（2008）年度から開始された矯正施設を退所した知的障害者等への支援は、今年で15年目を迎えました。本稿では、国立のぞみの園における矯正施設を退所した知的障害者等への支援の展開を振り返るとともに、今後の取り組みについて座談会形式で報告いたします。



左から、悴田、山崎、水藤、皿山、佐々木、鹿島、高橋

【座談会メンバー】

水藤 昌彦	……山口県立大学	社会福祉学部教授
山崎康一郎	……日本福祉大学	社会福祉学部准教授
皿山 明美	……国立のぞみの園	研究部研究課課長
佐々木 茜	……国立のぞみの園	研究部研究課研究係
悴田 徹	……国立のぞみの園	生活支援部特別支援課課長
鹿島 崇弘	……国立のぞみの園	生活支援部特別支援課はばたき・ひなた寮寮長
高橋 理恵	……国立のぞみの園	生活支援部特別支援課はばたき・ひなた寮副寮長

皿山：今回は、のぞみの園第4期中期目標期間を振り返りながら今後に向けたお話をさせていただければと考えております。この事業が始まった頃は、生活基盤を整えることで犯罪をしなくてすむような人が対象者でした。でも年数が経過することにより精神疾患や自閉症と知的障害が併存する利用者への支援に苦慮することが続くようになり、また、のぞみの園へ依頼されるケースの罪名が性加害行為と放火が多くなったことから専門的な支援が必要となって、現場の職員だけでは支援が難しくなっていたんですね。そこで水藤さんに定期的にご意見を頂戴しながら頑張ってきたわけですが、そんなお話もしていただけたといいかなと思います。また、変遷の中で山崎さんを紹介していただいて、性加害プログラムを導入するなどいろんなことがあったなと思います。

I. 対象利用者の変化と新たな課題への対応

水 藤：一番特徴的だったのは、性加害行為という特定の犯罪行為にターゲットを絞って取り組んでいきたいと思います。それをしていくために職員を育てていきますという話があって、「どうか外部で協力していただける方はいらっしやいませんか？」という話をいただいて、山崎さんをご紹介したという流れだったと思います。

性加害行為や放火は対人被害ですから、性加害行為のことはちゃんと取り扱う必要があるという話は7、8年前から言ってきました。だけど、それをのぞみの園としてやるにはどうかっていう感じの中で、第4期に性加害行為への対応をきちんと位置づけ、結果として利用者のトラウマとかアタッチメント（愛着）の問題にもつながり、山崎さんのスーパーバイズを入れ、利用者と個別面談をしていくということも出てくるわけですね。それまでも当然、利用者とは支援の中でやりとりはあったけれども、構造化された中できちんと意図があって、やりとりを行っていったのがこの第4期の性加害行為を取り扱った頃からかな。

山 崎：通常の障害者福祉サービスだけではどうにもならない特定の課題とか、ニーズの部分に介入していくことについては、皆さんスムーズに受け入れてくれたなと思いました。また、個別面談の時間については、プログラムという特別な時間枠を意識することで皆さんの利用者の課題を見る目とか理解の仕方はだいぶ変わったんじゃないかと思います。

悴 田：個別面談を実施するにあたって、それまでやったことがないのでどこまで聞いていいのか、どこまで踏み込んでいいのかはやはり一番の問題でしたが、そうした場面で、山崎さんや水藤さんに助言をいただきながらできたのは非常に大きかったです。今は職員も個別面談に慣れ、やり方もわかってきて、きちんと利用者に向き合っているのかなと感じています。

佐々木：第4期前は、個別面談という枠はなかったけど、過

去やその人の奥底の問題、その人の課題になることとか、これからどうしていきたいかみたいなことを話す場面はありました。じっくり話し合う機会はあったんですけど、食堂でずっと話をして、夜遅くなったりと時間的な枠もないし、場所的な枠もないので、生活との区切りがなかったと思います。この話が終わった後、この人はスムーズにいつもの生活に戻れるかなと思うと、今この話はそこまで踏み込まない方がいいかなとか個人的には思っていたけれど、そこで踏み込んだのは結果的にはよかったと思うことが多々あるんですね。枠がなくて怖くて聞き出せなかったことを言ってくれたことで、「こうやって話聞いてくれた人は初めてです」と利用者が言ったりして、そこで一気に関係が変わったりしたので。

水 藤：それまでも生活寮の中でそういったやりとりは起こっていて、それがプログラムや個別面談を導入していく中で、利用者と職員の間でのやり取りが構造化され、より意図が明確なコミュニケーションに変わっていった部分はあると思います。あとはそれを振り返りとしてプロジェクト会議で言語化していくことも行われていたので、変化の実感みたいなところにつながっているんじゃないかなと思います。

佐々木：今みたいにプログラム化されたことで、面談が普遍化できるようになったことは大きいですね。昔みたいなやり方だと自然発生的にやるから人や場面にもより、なぜその話がそこでできたのか、なぜそういうふうな反応を引き出したのかが普遍化できないんですね。全部生活の中でやってしまうと、こっちは意図を持って接しているわけではないから、どうすればそこまで踏み込めるのか、どうすれば安全に生活を守りながらその話ができるのかってところが他の職員が真似しようと思ってもできないんですよ。だから今みたいな面談担当の職員が決まっていると技法も均一にできるので支援者チームとしては質の底上げになっているのかなと思います。

Ⅱ. 発達障害などを伴う利用者の増加と 枠組みの設定

■ 山：これまでは問題が発生した時にみんなで取り掛かう、チームワークで乗り切ろうみたいなことがあったと思うんです。だから利用者に対しても「困ったことがあったらいつでも相談してね」と決まり文句的に言っていたんですよ。けれど、最近は発達障害、自閉症の人たちが多くなってきて、「いつでも相談してくれって言ったじゃないか」って夜遅くに大騒ぎをする利用者が出てきて、そこは障害特性が顕著で構造化やスケジュールが大事だということが共通認識になったというか、水藤さんの助言があって、可視化する支援に大きく変化していったのかなって思ったんですよ。寮内の構造化とか部屋の空間の構造化っていうのも取り組んで寮の改修工事もあったんですよ。

■ 山 崎：『いつでも』が通じなくなってきているのは特に被虐待経験のある方で、境界線が不全の人は本当に「いつでも言ってね」をいつでも見てほしいっていう、0歳の発達段階でお母さんを求めてきている人たちで、そこに発達障害もあるので、この「いつでも言ってね」は本当に24時間365日俺のことだけを見てくれとなってしまっている。だけど、それはやりませんというわけではなく、違う形で枠を作りながら聞くんですよと代替をしていけた。

■ 鹿 島：利用者の中には、そのルールに対してすんなり入る方もいれば、今話したいと訴える方もいる。そうした中でシステムとして、この時間に話すからっていうのをみんなで決めたことが大きな変化なのかなと思います。時間を決めることで受け止めやすくなるし、理解しやすくなるっていうことが大事だと思っているんですよ。

■ 水 藤：相談をする枠組みが意識されるようになっていったっていうのは、冒頭で皿山さんのおっしゃった利用者像の変化の関係で、山崎さんが関わる前後ぐらいから発達障害と軽度の知的障害が基底にあって、そこに被虐待経験があるから愛着に課題があ

る比較的若い利用者っていうのが重なってたんだと思うんですよ。

のぞみの園って、若年層の人も青年の人も対象にするじゃないですか。どういう層の人がどのタイミングで、どれぐらい増えていくか減っていくかっていうのは必ずしも計画できるものではないので、そのあたりの独特の難しさがある。これは職員には負荷が高いんですよ。職員には負荷がかかるけど、かなりいろんなバリエーションの人に対する支援経験を比較的短い時間の中で重ねていくことができるっていう強みにはなっていると思います。

■ 鹿 島：寮の職員一人ひとりとはとてもよくアセスメントできているなと思います。この人がどうしてこういう状況なのって聞くと、経過や利用者の特徴を踏まえて、職員は何かしら答えをもっているんですよ。それは職員が関わりの中で得ているものもあって、Aさんに聞くとこういう意見だけど、Bさんに聞くと違う意見が出てきて、その意見を全部集約すると、なんとなくその人の全体とかが見えてくるっていうのがあるんですよ。そこに対して、その集めた情報をどう生かしていくのかっていうところがこれから求められる部分になってくるのかなとも感じています。アセスメントをして、そこからどう支援を組んでいって、結果を分析して。そこから得た情報を積み重ねて、次の生活の場へ繋いでいくという作業を2年間でするのが僕らの役割だと認識をしていて。今あるアセスメント力を支援につなげるのにお二人のご助言がすごく生きてくると思います。

Ⅲ. 矯正施設を退所した利用者のニーズに合わせた支援方法の模索と学び

■ 水 藤：本当に今になって振り返ってみるとすごく変わったなと思います。

最初の頃はとにかく、二度と犯罪行為をさせないための支援を考えていて、ここの生活にどう適応させるかっていうことを重視していました。喫煙のことにしても飲酒のことにしてもポルノグラフィの所

持にしても、のぞみの園という場できちんと管理していくという視点から考えていて、特に無断外出がそうでした。とにかく所在不明にするなみたいな。矯正施設を退所した人の中にはホームレス経験がある人もいたり、自分で生き抜いていく人たちのために、もともといるのぞみの園の利用者が所在不明になった時と同じレベルで対応しろみたいな時期があった。のぞみの園は利用者が重度の障害がある人で、しかも加齢で身体的ケアが必要とされる施設じゃないですか。その中で、軽度であるがゆえの独特の難しさがあって、その部分をどうしていくのかみたいなのは本当にこの十何年で蓄積されてきたんだろうなと思います。そのプロセスの中で言うと、今になって振り返ると、関口さん（元国立のぞみの園研究課長）と中川さん（元国立のぞみの園理事）の存在は大きかった。二人とも地域の中で支援をしてきた人たちだったから、あのお二人が途中で入られたのはすごく大きかったし、特に関口さんの存在は利用者をどう見るかっていうところに関してはすごく良かったと思います。

佐々木：そうですね。中川さん、関口さんの二人に教わったことはすごくあったかな。関口さんの地域移行先の人との関わり方や、利用者とのセッションの仕方は勉強になりました。ケースワークの考え方は関口さんとか中川さんからたくさんお話を聞いて勉強もしました。のぞみの園での有期限の取り組みは入所の歴史に比べたら浅い中で、ケースワークっていうと外から来た方のお話っていうのが貴重だったかなって思います。

水 藤：有期限での受け入れというのは少年院とか刑務所に似ているんですよ。有期限で生活をして、次に行くってことですよ。そうするとさっきの話だけど、のぞみの園にいる間をどうやって適応するかという方向にどうしても行きやすい。そうじゃないっていうためにも、外部の人が入ったり、研究や研修をやってるっていうのはすごく大きいと思います。

山 崎：それはありますよね。皆さんにとっては、例えばグッドライフモデル¹⁾とか社会的絆²⁾とかって、

この人たちの支援に必要なことなんだっていうのが職員間で根付いている感じはするし、ルールと境界線を自然に考えているなと思います。あとは外から見ていて、我々も構造の中の人っていうか、現場に直接関わる方がいて、その外側には寮長という構造があって、その外側にはのぞみの園のいろいろな構造があって、外部のコンサルがいてっていうところで一番最前線に関わっている方の安心につながればと思いますが、この構造がのぞみの園は非常に多層。多層はいいことで必要なことですが、機能させるのが難しいところもある。

鹿 島：のぞみの園の多層でいろいろな機関が入っているってところは強みでもあると感じていて、そこをうまく活用していきたいと思っています。そのためには、はばたき・ひなた寮での取り組みや考え方を法人内に共有していくことが大事だと思っていて、「こういうことをやっています。こういう不安を抱えています」という発信をすることで、他部署との連携が進むと考えています。例えば、はばたき・ひなた寮の職員の中には公認心理師の資格を持っている人もいるのですが、持ってない人もいますよね。「資格がない自分たちが本当に利用者の個別面談をしていいのかわからない不安を感じる」という意見も聞いていて、だからそうした不安を減らすために、診療部の心理相談係とうまく連携を取っていただくと考えています。せっかくのぞみの園が抱えている専門職がいるのだからそこを上手に活用できないかなと。そうすることで職員の負担感も減らせていければという思いがあります。

Ⅳ. 職員のメンタルヘルス

山 崎：一番私が悩んだのは、職員のメンタルヘルスでした。水藤さんからメンタルヘルスとか、セルフケアだったり、陰性感情の向き合い方とか、相談できるシステムだったりとか、それが法人全体としてフォローできるようなシステムにしないといけないといわれましたが、そこがまだ途上の部分かなと思います。はばたき・ひなた寮だけでなく特

別支援課の職員も悩んだりした時に相談できるところっていうか、診療部の心理相談係が試験的に、はばたき・ひなた寮の心理相談窓口っていうのをやっているけれど、ターミナルケアに関わる職員のメンタルヘルスやグリーンケアとして、少しずつのぞみの園職員全体の心にも目を向け働きかけができればと思います。

佐々木：第5期に入ってメンタルヘルスは必須っていうか、それぞれの部署でケアが必要になってきますよね。利用者の心に向き合うところも増えてくるし、強度行動障害もかなり激しい行動に直面するわけだし。

山崎：トラウマインフォームドケア³⁾でも関わる方へのスーパービジョンとかメンタルヘルスが大事だと言われているけれども、福祉施設でできているところってあまりないので、それが形にできたらすごく発信する価値があるものなのかなと思いますね。

水藤：いわゆるトラウマインフォームドケアを意識した組織ですね。

鹿島：内部で異動がある組織なので、はばたき・ひなた寮の支援を続けていくにあたって異動して来た職員がみんな耐えられるのか、耐えてくれと言わなきゃいけないっていうのはちょっと違うのかなと思っていて、職員の負担となるところをできるだけ軽くしていきたい。それがいい支援につながっていくのかなって。一生懸命やっていた人に限って何かがあった時に折れてしまうことがあって、折れないようにしていくことはスキルアップにもなっていくし、のぞみの園の底上げになっていくと思っているんです。

水藤：矯正施設を退所した利用者支援をしている職員へは自分の中にある処罰したい感情へのサポートが必要になります。対人被害が出るような行為に対して自分の中にある処罰感情っていうのをどう対処するのか、どう処理するのかっていうのは、高齢者が亡くなった時のグリーンとは違う方向性で出てくるものなのでそういったところはすごい大事なかな。

鹿島：はばたき・ひなた寮っていいなと思ったのは、職員

室では何を言ってもいいというところですよ。どうしても溜め込んでしまうけど、職員の集まる場所では利用者にこういうこと言われてちょっとイラッと来たんだよとか、それが言えるっていうのは思いを共有できて、「僕もそういうことあったよ〜」とか一回落ち着くのに役に立っている。

水藤：陰性感情を適切に言語化できるっていうのは大事ですよ。個別面談をやっていくとそういうことは起こりやすくなるんですよ。また、処罰感情が出てくる。あともう一つは、システムティックにサポートをどうできるかっていうのが大事ですよ。

山崎：職員の部屋の中では何を言ってもいいよっていうのはそれ自体がすごく大事で、私のこの気持ちをどうしたらいいですかっていうことができないとトラウマインフォームドケアにならない。だから何を言ってもいいですよっていう安心はすごく大事だと思います。

山崎：「職員はこうあるべきだ」ということにとらわれると、その起きている感情を自分で否定しちゃうところがある。

鹿島：職場の環境によっては、自分の何が悪かったのになって抱え込んだりしていたのかもしれない。そうならないためにも、それは出していいんだよ、おかしくないよっていうのはあっていいんだろうなとは思ってます。結果的に利用者に対してその感情がいなくなるのでいいなと思っています。

V. 第5期に向けて

山崎：話がそれしてしまうかもしれませんが、群馬県教育委員会と連携して事例研究をしている中で、今の特別支援学校の困難事例はどちらかというと自閉症で、発達障害で、今後行動障害がエスカレートしたり、犯罪に手を染めかねない問題を抱えているケースが多く、これからののぞみの園は教育と連携体制を構築していく必要もあるのかなと思います。

佐々木：強度行動障害で先生方が困っているっていうことで、教育委員会のモデル事業として見に行かせて

いただいたんですけど、実際何例か見てみると、知的に重度で自閉症の特性が強くて強度行動障害の状態にある人もいたんですけど、やはり虐待の影響がうかがわれる人もいて、「問題行動」の背景にある原因が把握できていないんですよ。そのためその人にあった支援が必要だと改めて知ったところではあるんですけどね。

鹿 島：自分も同じようなことを考えていました。今のはばたき・ひなた寮にいる利用者って自閉症やADHDの特性がベースにある人がほとんどで、知的にはIQ50ぐらい、そこにトラウマがある。だから、トラウマ・愛着・境界線への支援と自閉症の特性理解を合わせた支援をうまく理解して合わせていくことをこれからの第5期でやっていかないと対応ができなくなるのかなっていうのを思っていて、ハイブリッド化じゃないですけど、のぞみの園がせっかく両方やっているんで、その両方をうまく合わせたらばたき・ひなた寮の強みになるっていうのをイメージしています。

佐々木：行動障害が強いタイプの子も、虐待による影響が明らかかな子も、どっちの子も教室にいられないとか先生に手が出るとかっていう問題が現れて、その背景を環境がごちゃごちゃしててパニックになっているのか、フラッシュバックで教室にいられない状態になっているのかっていうのを丁寧に見分けないと対応が違ってくるのかなっていうふうに思うんですけどね。でも二つの対応が全く違うかというところではないんですけどね。強度行動障害でパニックが強い人たちもやはり人との関わりを求めているわけで、そこをすっきりした環境で人と関われるようにしていかないといけないのもある。トラウマの影響が強い子も、人と関われる状態になるまでには関わり方をすっきりさせなくてはいけない

て、その環境の作り方っていうのは強度行動障害のテクニックがすごく有効になるんじゃないかなっていうふうに思っているんで、本当に鹿島さんがおっしゃったようなハイブリッドっていうか、どういうふうに見立てて、どのテクニックを使うかっていうのがすごく必要になってくるのかなと思ったんですよ。

鹿 島：先ほども言った通り、やはり両方なんだろうなっていうのを、今いる利用者を見ていて思っているところです。第4期で取り組んできたトラウマ・愛着・境界線への支援に、自閉症の特性理解を合わせていくことが大切なのかなと。そうした支援を行う中で、有期限の2年間で、この人はこういう環境で、こういう関わり方をして、今こうなりましたっていうのを移行先に示していければいいのかなと。

水 藤：最終的にはのぞみの園を経て、地域の生活をしていくことが最初から決まっている中で落ち着けることも大事だけれども、それをその地域の中でどうやったら継続できるか、そのためにはここで何をやるかもあるだろうし、もう一つは何をどれだけどういうふうに伝えるかっていう問題もあると思いますよね。

鹿 島：伝えるために自分たちがしていることをまとめたというのは第5期に向けて考えていたところで、はばたき・ひなた寮でやってきたもの、学んでいるものをうまく形にして言語化していきたいと考えています。そのためにはコンサルのお二人にも確認をしてもらって、データとして残していく作業と外部に発信するためのツールを作っていく作業をしたいと思って、その中で先ほどの発達障害とトラウマのところのハイブリッドもやってみたいと考えています。ぜひご協力していただけたらと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

- 1) 誰にとっても必要なよい生活を、適切な方法で獲得できるように援助することで犯罪行為から離れられるという考え方。
- 2) 社会とのつながりが犯罪行為をせずに社会に引きとめていくとする考え方で、社会的絆には、「愛着 (attachment)」、「投資 (commitment)」、「巻き込み (involvement)」、「信念 (belief)」の四つがある。
- 3) トラウマの影響を理解して対応するストレングススペースのアプローチ。

矯正施設を退所したAさんの地域移行

生活支援部特別支援課はばたき・ひなた寮 生活支援員 峯岸 一馬

Aさんが矯正施設へ入る前は、周囲からの障害の理解が薄く、不安や孤独を感じる事が多い生活であったのではないかと推測できます。国立のぞみの園（以下「当法人」という。）での生活を通してAさんの変化（生活態度・考え方）があり、Aさんが望む生活へ近づくためチーム（関係機関）で連携し、無事に地元へ帰ることができました。

I. Aさんのプロフィール

【基本情報】

- ・軽度知的障害
- ・療育手帳B
- ・1人暮らしの経験なし
- ・実父やその知人の手伝いという形式的なものだが、一般就労の経験あり

【本人の特性】

- ・ルールや約束を律儀に守ることができる。
- ・予定の急な変更にもある程度対応できる。
- ・3名以上の集団の中での会話が苦手で、他者の会話に割り込んだり、別の人への呼びかけを自分に向けられたものと勘違いして返答してしまう。

Aさんは窃盗・建造物侵入等で逮捕され、複数回矯正施設に入所した経歴がありました。犯罪行為に至った背景として、コミュニケーションの不自由さや独特さによって本人が孤独感を感じやすい環境だったことや、枠組みや見通しのない生活の漠然とした不安感に加えて飲酒や喫煙などの精神作用物質の影響もあったと支援員は見立てました。

当法人では本人の障害特性に配慮して構造化された環境設定を行い、本人が「今何をすればいいか、何をしたらだめなのかわからない」という不安を軽減しました。また日中活動の提供に付随して、「今日の作業お疲れさまでした」といった正のフィードバックを継続的に行うことにより「今の生活はうまくやれている。自信を持っていい」という本人の自己肯定感を強化しました。

また自分の調子が悪い時に起こる心身の変化やその対処方法を本人と支援者とで共有したクライシスプランで事前に整理した喫煙や飲酒、ライターのような火器への接近も回避できていたことも、本人の「悪いこともしていないし、自分がんばれている」という自信につながったのかもしれませんが。さらに、本人の一番の関心事でもある金銭管理や嗜好品のルールについては、理解しやすい簡潔なルールで視覚的提示した結果、本人もすぐに習慣化することができました。このようにAさんの関心のあることや不安に感じていることに対して1

つひとつ対応していった結果、Aさんは入所当初から適応的な生活を送ることができており、その後も問題となる行動はほとんどなく、困り感も大きく高まることはなく安定した生活を送ることができました。

アセスメント結果を踏まえ、「明確な生活の枠組みがある」「日常の相談ができる支援者が側にいる」という環境設定が、Aさんに必要な支援であるという結論を支援者間で合意形成し、Aさん自身の同意を得た結果、Aさんの移行先は入所型の福祉施設という方向に決まりました。その後、地域移行に向けて当法人での生活や過去的生活歴を振り返ると共に、今後の生活で自分が失敗しないためにどんなことに気を付けていけばよいかを整理するために週1回、1時間程度の時間枠で個別面接を実施しました。

II. Aさんとの個別面接（※一部抜粋）

支援員：のぞみの園に来てもうすぐ〇年になりますね。のぞみの園でも色々なことがありました。今日のはのぞみの園の生活と、のぞみの園に来る前の生活を振り返るお話をしてもいいですか？

Aさん：はい。いいです。

支援員：なぜ刑務所に行くことになったのか教えてもらってもいいですか？

Aさん：××××（更生保護施設）いう、タバコもジュースもお菓子も自由にできる場所で生活していました。他の利用者に嫌なことと言われてイライラしたので、夕方に施設を出て、コンビニでビールを買ってバスセンター行ってバスを見てました。そのあとバスでX駅に行って、トイレ入って「火悪さ」しました。

支援員：「火悪さ」とはどんなことですか？

Aさん：トイレ入って、便座の上でトイレトーパーパーにライターで火点けて、ペットボトルとか燃やして、その燃えてる音を楽しみました。

支援員：「火悪さ」した後はどうなりました？

Aさん：トイレ出た後警察の人が来て、防犯カメラ映っていると言われて逮捕されました。

支援員：「火悪さ」してしまった原因は何だと思えますか？

Aさん：他利用者に「タバコくれよ」とか言われて……いじめられてて。

支援員：「火悪さ」したときはお酒を飲んでました？

Aさん：たくさん飲んでました。バスに乗ってお酒飲んでたら運転手さんに注意されてイラっとしました。

支援員：他に逮捕されてしまったことで覚えていることはありますか？

Aさん：21歳の時、駅でタバコなくなって、お金もなくて買えなくて、イライラしたので駅にいた人の洋服にライターで火を点けました。その人が気づいて人を呼ばれて車掌さんに捕まりました。その後警察が来て逮捕されました。

支援員：逮捕されて刑務所に行くことになってどう思いましたか？

Aさん：悪いことをしたなと思いました。

支援員：そうですね、悪いことをすると、犯罪行為をすると刑務所に行くことになってしまいますね。今は犯罪行為をしたくないという気持ちはありますか？

Aさん：あります。悪いことはもうしたらいけないと思います。刑務所にいるときに、お父さんが死んだ。お父さんが死んだことをX市の人（行政職員）との面会で聞きました。びっくりしました。面会のあと、部屋で何度か泣きました。

支援員：それはつらいできごとでしたね。

Aさん：お父さん死んでしまって、自分が家の跡継ぎとしてしっかりしなきゃいけないと思いました。もう「火悪さ」はしません。だから、のぞみの園でも「むじこ（無事故＝犯罪行為などをしないこと）」でできました。

支援員：そうですね、のぞみの園では「むじこ」で過ごせましたね。

Aさん：のぞみの園ではタバコも、お酒も飲んでないし、ライターも触ってません。お酒やたばこの代わりに、お菓子やジュースやコーヒーを楽しんでいます。その方がお金も節約できると、職員さんに言われました。

支援員：そうですね、のぞみの園ではがんばっていますよね。のぞみの園の生活は楽しいですか？

Aさん：楽しいです。ご飯（給食）もおいしいし、お菓子も食べれるし、お菓子も節約できてるし、タバコを買わないようにすればその分たくさんのお菓子が買えるので、自分そっちの方がいいと思っています。

支援員：今でもタバコを吸いたいと思ったり、お酒を飲みたいと思いますか？

Aさん：前は、そう思ったこともあったけど、そうしたら悪いことをしてしまうかもしれないんで、もう飲まないと思っています。

支援員：そうですね、今の生活が続けられれば移行先の施設でも楽しく暮らせそうですね。

Aさん：はい、向こうの（移行先の）職員さんの言うことちゃんと聞いて、楽しく暮らそうと思います。

支援員：のぞみの園の職員さんとした話の中で、印象に残っているものはありますか？

Aさん：のぞみの園に来て、4か月か5か月くらい経った後に、お父さんが死んだことを思い出して、悲しくなって寮長に相談をお願いしました。そこで「地元に戻ってからも、タバコとお酒は我慢するんだよ、その代わりにお菓子やジュースがあるんだから、それを楽しむといいよ」と言われました。自分もそう思っずずっとその言葉の言う通りしています。お菓子とジュースの方がいい、そう思ってます。

支援員：地域移行してものぞみの園の職員は応援していますから、私たちと話をしたことを忘れないでほしいです。

Aさん：あと、◇◇さん（他利用者）に移行のこと言ったら、『地元に戻るようになって良かったね。自分が帰ってからも、〇〇〇（移行先の施設名）でしっかりやって、利用者と仲良くして、しっかりがんばるんだよ』と言われました。自分は「ありがとう」と言い、「離れるのは寂しいけど、地元に戻るからしっかり自分も頑張ります」と答えました。◇◇さんから話しかけるのは珍しいと思ったけど嬉しかったです。

支援員：他利用者の方も応援してくれているんですね。ぜひ今の生活を続けて地元でも楽しく過ごせるといいですね。

Aさん：はい、自分もそう思ってたところです。

Ⅲ. Aさんの地域移行に向けての支援

Aさんの「地元の県に帰りたい」という意向に沿って移行先となる入所施設が決定しましたが、Aさんの地元が当法人から遠く離れた県であることが理由で、正式移行になる前の見学や宿泊体験は一度も行わない移行計画となりました。その対策として移行先の施設から受け取った施設内の部屋ごとの写真を本人に提示して解説したり、移行先の施設のルールに合わせて当法人でのルールを変更した部分もありました。実際に経験できない部分は事前にイメージできるようにすることで補填しました。また、移行日には支援者1名が同行して1泊2日で移行先の施設にて支援の引き継ぎを行う形でも補填しました。結果、環境の変化に伴うAさんの不安感を可能な限り軽減することができました。

Ⅳ. まとめ

利用者にとって、生活環境が大きく変わる地域移行は支援者の我々が想像しているよりはるかに大きな不安や動揺をもたらします。その感情を自覚して言語化することができる方もいれば、それができず漠然とした陰性感情やフラストレーションとなって対処できない方もいます。そのためにも移行先の環境がどんな場所でどんな人が自分にどう関わるのかなどの事前把握（見通し）と気持ちの準備が重要となります。利用者視点で地域移行という大きな変化をどう受け止め、どう適応していく必要があるのかを理解していくことが我々支援者にとって必要なことであると感じています。

地域生活定着支援センターの フォローアップ業務における現状と課題

研究部研究課研究係 佐々木 茜

矯正施設退所後に福祉的支援を必要とする高齢者や障害者に対して、福祉サービスの調整を行う機関「地域生活定着支援センター（以下「定着支援センター」という。）」の業務のひとつに、矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行う「フォローアップ業務」があります。本稿では、定着支援センターのフォローアップを受けている地域の福祉サービス事業所を対象とする調査から見たフォローアップ業務の実態と、地域の社会資源やネットワークによって支えるために必要な要因について報告します。

I. 調査の背景

定着支援センターのフォローアップ業務に関して、令和3（2021）年度に行った調査（以下「令和3年研究」という。）では、更生保護施設や自立準備ホーム等を経由して高齢者や障害者の福祉サービスや生活支援を受ける施設に移行した者に対するフォローアップ期間は、2年以上でした。2年以上フォローアップ業務が終了していない理由は、「関係機関の協力が得られない」「受入施設等へのバックアップ」「トラブル対応」等でした。

II. 目的

本研究は、福祉サービス事業所を対象に、定着支援センターのフォローアップ業務の現状を明らかにし、考察することを目的としました。

III. 方法

以下の2つの調査を実施しました。

調査1：入所施設等に対するヒアリング

定着支援センターのフォローアップを受けている高齢福祉・障害福祉領域の入所施設等12か所を対象としたヒアリングを行いました。

調査2：相談支援機関等に対するヒアリング

定着支援センターのフォローアップを受けている高齢福祉・障害福祉領域の相談支援機関等5か所を対象としたヒアリングを行いました。

2つの調査の調査内容は、①フォローアップ業務の実施内容、②フォローアップが2年以上継続しているケースの要因、③定着支援センターのフォローアップ業務に求めること等としました。

IV. 結果の概要

高齢者や障害者の福祉サービス事業所は、定着支援センターの行うフォローアップ内容は、①司法機関や家族等への連絡調整、②電話等での相談・助言、③行政手続きや通院への同行・金銭管理等の直接支援であるという認識でした。

定着支援センターが福祉サービス事業所に対して支援を依頼する段階において、フォローアップ終了の目安を明示された事例は、調査1、2ともにありませんでした。また、福祉サービス事業所にとってはフォローアップ業務に対して「終了の感覚が無い」「なくなったら困る」等と回答し、フォローアップ業務が有期限であることの認識がない事業所が多く、特に調査1の住まいを提供する事業所においてその傾向が顕著でした。相談支援機関においては、「定着支援センターが関わり続けることは難しいので、定着支援センターの業務をどう担うかを地域の支援機関で相談している」「環境調整等で支援対象者の生活が落ち着き、再犯リスクが低減できたと判断し、フォローアップが終了した」などフォローアップ業務の終結や終結に向けて動いている事例がありました。

フォローアップ終了を望まない要因として、①身元保証人がいないなど身上保護の問題、②金銭管理の問題、③支援対象者の生活が安定しないなどの理由が挙げられました。また、支援の依頼段階において、受け入れに際して不安があった事業所もありましたが、定着支援センターから「何かあったら相談してほしい」と示されることによって、安心感を持って受け入れられたと回答していました。

V. 考察

(1) 福祉サービス事業所が定着支援センターのフォローアップ業務に求めている機能

調査の結果、調査対象事業所が、定着支援センターのフォローアップ業務に期待している機能として共通していた回答は、「何かあった時にいつでも相談できること」であり、特に入所施設等においてフォローアップ業務が有期限であるという認識が薄いことがうかがえました。また、「何かあった時」として想定されている内容は、①警察対応が必要なトラブル・再犯、②事業所内トラブル（行方不明含む）、③本人の環境の変化等がありました。

福祉サービス事業所が「何かあった時にいつでも相談できる」体制を望む理由として、非行・犯罪行為をした者を受け入れる事業所が限定的であり、受け入れに対して不安や懸念があることが調査の中で語られており、「困った時にいつでも相談できる」姿勢を定着支援センターから示すことで、福祉サービス事業所の不安軽減を担保している現状が示唆されました。

また、定着支援センターがフォローアップ業務として行っている内容は、本来想定されている事業所に対する助言等の後方支援だけではなく、通院の同行や金銭管理など直接的な支援も行われていました。地域の社会資源の状況によっては、定着支援センターが直接的支援を担わざるを得ないことが推察され、フォローアップ業務の長期化につながっていると考えられます。

(2) フォローアップ業務において望まれること

定着支援センターのフォローアップ業務において今後取り組みが望まれる点を3点挙げます（図）。

1点目に、地域の福祉サービス事業所とフォローアップ業務の概念について共有することです。福祉サービス事業所においてフォローアップ業務が有期限であることが認識されていない場合があるため、フォローアップ業務の機能について、地域の支援機関と共有する必要があると考えられます。

2点目に、現在行われているフォローアップ業務の整理です。通院同行や金銭管理等直接的な支援については、既存の社会資源や機関で代替可能かどうかの検討が求められます。非行・犯罪行為をした者等への福祉的支援に関する相談機能として、定着支援センターには「相談支援業務」が位置づけられ、既存の社会資源として地域の相談支援機関があります。福祉サービスの調整を含む支援対象者の直

接的な支援に関わる相談は、地域の社会資源状況を的確に把握している相談支援機関に引き継ぎ、再犯時対応など定着支援センターの専門性を活かした助言が必要な場合は、適宜定着支援センターの相談支援業務を活用することで、非行・犯罪行為をした高齢者・障害者を支援する事業所が求めている「何かあった時の相談体制」は確保できると考えられます。

3点目に、安心感を創出するためのネットワーク作りです。事業所が「何かあった時の相談体制」を求める背景には事業所の不安が想定されます。不安が解消されない要因は、非行・犯罪行為をした者への支援経験が限定されており、支援事例やノウハウを共有できる機会が少ないことが考えられます。この課題を解決するためには、支援経験のある機関同士のネットワーク構築が有効と考えられます。このネットワークで支援事例等を共有することで、事業所の不安解消や支援スキルの蓄積が期待できます。また、受け入れ経験のない事業所も取り込んでいくことで、地域全体での受け入れ促進が望めます。

定着支援センターのフォローアップ業務に対して、地域の福祉サービス事業所は大きな期待を寄せていますが、矯正施設退所後の地域生活を長く支えていくためには、定着支援センターと地域の支援機関との役割を整理し、事業所が孤立せず、相談しながら支援をできるネットワークを創出していくことが必要と考えられます。

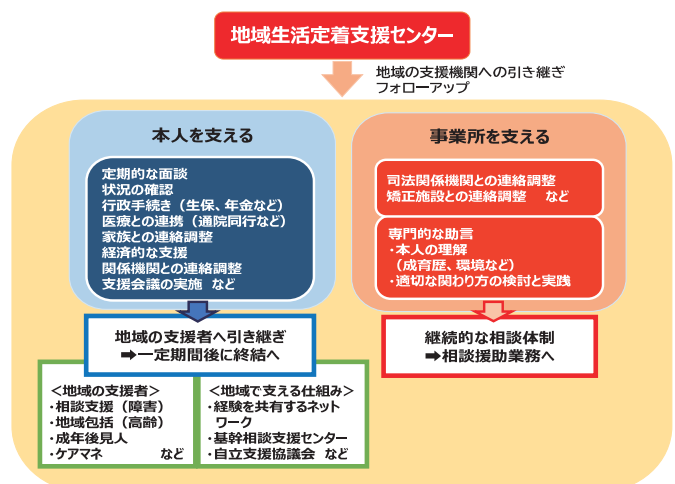
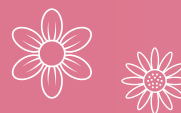


図. 本研究で把握したセンターによるフォローアップ業務の現状と今後取り組むべきこと

最後となりますが、調査にご協力いただいた事業所の皆様に御礼申し上げます。詳細な調査結果は、国立のぞみの園紀要16号に掲載していますので、ご興味のある方は当法人ホームページ「調査・研究」→「調査研究報告」→「紀要」をご参照ください。



令和5年度強度行動障害支援者養成研修 (指導者研修)について

事業企画部研修・養成課課長補佐 梶岡 正寛

「強度行動障害支援者養成研修」は、強度行動障害の状態にある人たちに対して、適切な支援を行う職員の育成を行うことを目的に、平成25（2013）年度より始まった研修です。国立のぞみの園が開催しております強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）（以下「本研修」という。）は、都道府県地域生活支援事業で実施する強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)の企画・開催・運営を担う人を養成するための研修です。

I. はじめに

令和5年度も、新型コロナウイルス感染症の感染の状況を考慮し、開催方法について検討を重ねた結果、令和4年度に引き続きZoomを使用してのオンラインによる開催としました。

本研修は、強度行動障害が現れやすいとされる自閉症の方の障害特性や、有効な支援について学ぶことを目的とした「基礎研修」と基礎研修修了者で強度行動障害が現れている人たちの障害特性を正しく見極め、的確な支援計画及び手順書の作成ができる職員の育成を目的とした「実践研修」から成り立っております。本研修プログラムはストーリー性を重視し、講義・演習を織り交ぜながら構成しました。

II. 研修の開催

令和5年度の研修は、各都道府県研修の企画・運営を担う予定の方を都道府県より3名を推薦していただき基礎研修が159名、実践研修が144名の方が受講をしました。また、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月）」において「強度行動障害のある児童生徒に対して適切に対応することができるよう、教育と福祉が連携して（略）強度行動障害支援者養成研修等の専門的な研修を、特別支援学校の教師等が障害福祉サービス事業所職員とともに受講する機会を設けたりすることが期待される」とあることを踏まえ、本研修への教師の参加およびコマの一部の聴講の募集をいたしました。各回の参加者数は表1～表3の通りになります。

また、令和4年度まで「基礎研修」「実践研修」ともに3回開催していましたが、「中核的人材養成研修」を新たに開催することを踏まえて、令和5年度より「基礎研修」「実

践研修」ともに2回開催としました。

表1 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修（指導者研修）
開催日及び受講者数

第1回	令和5年5月29日(月)－ 30日(火)	87名 (うち教育関係者10名)
第2回	令和5年6月12日(月)－ 13日(火)	72名 (うち教育関係者7名)

表2 強度行動障害支援者養成研修（実践研修（指導者研修）
開催日及び受講者数

第1回	令和5年6月1日(木)－ 6月2日(金)	68名 (うち教育関係者3名)
第2回	令和5年6月15日(木)－ 6月16日(金)	76名 (うち教育関係者7名)

表3 強度行動障害支援者養成研修（実践研修（指導者研修）
「関係機関との連携」聴講者数

第1回	13名
第2回	7名

オンラインでの開催となった本研修では、ZoomやGoogle（フォーム・ドライブ・ドキュメント等）を使用して、講義と演習を行いました。演習では、Zoomのブレイクアウトルーム機能を利用し、受講者の方に司会や記録をしていただきながら、ファシリテーターと一緒にグループワークを実施しました。また、講義や演習の所々で、各

都道府県において集合で研修を実施する際のポイントや工夫等について、講師やファシリテーターの方々より、伝えていただきました。各都道府県で研修の開催方法が異なるため、集合研修とオンライン研修どちらでも対応できる人材の育成も視野に入れながら研修を実施しました。

Ⅲ. 受講者アンケートより

本研修の受講者アンケートより、研修全体を通しての感想等をご紹介します。

- ・他県の方々とお話しをする機会はなかなかないので、グループワークや情報交換など貴重な時間・経験となりました。
- ・今回はオンラインの研修ではあったが、実際に対面での研修実施についての留意点についても聞くことができたため、それぞれの実施対応の違いについて理解を深められたことが良かったと感じました。
- ・特別支援教育として、日々子どもたちの卒業後の進路（ライフステージ）や実際に体の大きな高等部生徒の他害を目の当たりにし、どのように対応したら良いか悩む事が多く、自分自身の学びを深めたいと思い参加させていただきました。
- ・強度行動障害の知識だけでなく、伝える側として必要な内容も多く、強度行動障害の理解と支援について学ぶことができて良かったです。
- ・講義をするときのポイントをおさえながらの講義だったので、とてもイメージしやすかったです。
- ・実践報告や医療、教育現場での貴重な生の声が聞くことができ、より一層、強度行動障害者を有している方への支援に取り組んでいきたいと感じました。
- ・教育現場からの参加を増やすとともに、「福祉」「医療」「教育」の文化の違いをまずはお互いが理解することが必要だと思いました。

Ⅳ. ファシリテーターとして参加して

生活支援部特別支援課あじさい寮生活支援員 茂木みさお

私は、6月12日から行われた令和5年度強度行動障害支援者養成研修の基礎、実践研修にファシリテーターとして参加しました。ファシリテーターとしての参加は令和4年度に引き続き、2回目の参加となりました。ファシリテーターはグループワークなどで目的や進行のルールなどを明確にし、限られた時間の中で受講生の意見などを引き出すことで活発な議論が行われるように場を整えていくことが役割です。中立的な立場で受講生の意見を引き出し、受

け止めるといった理解・応答・観察などの様々なコミュニケーションスキルが求められます。令和4年度は、私自身の経験不足から、ファシリテーターという立場でありながら自身の考えや意見を主張してしまい、議論の収束を妨げてしまったことがあります。その反省点から令和5年度はできるだけ受講生の意見や考えが出尽くしたタイミングで収束、結論に向けての発言をすることに留意しました。困難に感じたことは、受講生の意見や考えが思うように出なかった時に、意見を引き出せるような問いかけをすることです。ファシリテーターの力量によって受講生の学びに影響が出てしまうので、今回も緊張感を持って参加させてもらいました。

令和5年度の研修より、特別支援学校の教師や教育機関の関係者の方が受講生として参加することになりました。立場や視点が異なる意見や考えが交換されることは、受講生同士の気づきを促し、新しいアイデアが生まれるきっかけにもなると思います。利用者の支援を考える時にも、その利用者が幼少期から今に至るまで、まわりの人とどのような関わり方をしてきたのか、どのようなことを経験してきたのか等がとても重要な情報になります。保護者の方にそれらの情報を聞くことが出来ても、教育機関に接触をして学校でのエピソードなどを知ることはほとんどできないことが多いです。支援はその場、その瞬間で行われるものではなく、生涯を通してその人の苦手さを補い、必要に応じて行われるものです。教育現場、医療現場、福祉の現場などが境目なく、包括的にひとりの利用者を支えていける未来が垣間見え、ファシリテーターとして参加していても、とても胸が熱くなる思いがしました。

Ⅴ. おわりに

本研修は、平成25年度から基礎研修が、平成26年度から実践研修が開始され、令和2年度には平成30年度の報酬改定により加算対象となる事業が追加されたこと等に伴う研修カリキュラムの改正が行われました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、従来、集合型で行っていた本研修を、令和2年度よりZoomを活用したオンライン研修に切り替え、開催してきました。

また、令和5年度使用した資料につきましては、国立のぞみの園ホームページにパスワード付きで掲載しています。パスワードは各都道府県にお伝えしておりますので、研修の企画運営の際は各都道府県にお問い合わせください。



令和5年度研究計画について

研究部研究課長 皿山 明美

国立のそみの園では、障害福祉を専門とする大学等の研究者や先駆的な支援を行っている施設・事業所等の実践者、各種専門職にご協力いただきながら、調査・研究を行っています。本稿では、令和5年度に行う調査・研究のテーマ10本をご紹介します。

I. 補助金研究

1) 強度行動障害者支援のための指導的人材養成プログラムの開発および地域支援体制の構築のための研究（厚生労働科学研究費／3年計画2年目）

本研究は、①強度行動障害者支援における中核的人材や指導的（広域的支援）人材養成を中心とした地域支援体制構築の視点を整理すること、②人材養成の取り組み（研修）を複数地域において試行・検証を行い、全国普及の道筋を明らかにすることを目的としています。2年目である令和5年度は、①指導的人材の選定要件、全国各地の地域支援体制の整備状況の把握および整備状況のデータベース化の方法等の検討、②事業所の中核的人材養成研修を試行し、効果検証を行います。

2) 障害者支援施設や共同生活援助事業所、居宅支援における高齢障害者の看取り・終末期の支援を行うための研究（厚生労働科学研究費／2年計画1年目）

知的障害者本人が望む終末期の実現に必要な支援について明らかにするため、全国の高齢障害者等の看取り、終末期の支援の現状や課題等の調査を実施し、その結果を踏まえたマニュアル（案）等を作成、周知普及のためのコンテンツ作成及びセミナー開催等を行うことを目的としています。令和5年度は全国の高齢障害者の看取りに関する実態調査を実施します。

3) 東南アジアにおける発達障害者に対する保健医療政策の実態把握と改善に関する研究（東アジア・ASEAN経済

研究センター【ERIAプロジェクト】／2年計画2年目）

ASEAN加盟国における発達障害者の保健医療政策の現状と課題を、日本と比較することによって明らかにし、発達障害者の保健医療政策を検討するための基礎的な情報を整理すること、また、ASEAN諸国と日本が共通に使える支援ツール開発を「家族のエンパワメント」を中心に行っています。令和5年度は各国の状況・ニーズに合わせて、具体的な展開について該当国の親の会や研究者、行政や議員等と具体化を進めます。

II. 法人内研究

4) 高齢期の発達障害者を地域でより効果的・効率的に支援するための体制づくり（その2）－地域における発達障害児者等の支援体制を分析・点検するための地域評価ツールを活用して－（1年計画1年目）

高齢期になり初めて発達障害に伴う生きづらさが現れても、地域生活が継続できるよう、自治体を中心に、関係機関が参加しアクション・リサーチを行いながら、地域の支援体制整備の際の基礎資料の作成を行っています。令和5年度は、中核市・政令市での実施を予定しています。

5) 高齢知的・発達障害者向け行動・心理症状ケアプログラムの社会実装研究（その3）－ケアプログラム進行管理役養成研修プログラムの開発－（2年計画1年目）

認知症の二次症状として現れる行動・心理症状の軽減を図るケアプログラムを実施する際に必要な核となる人材、“進行

管理役”の養成を行う研修のプログラムを作成し、試行します。

6) 障害福祉サービス、障害児支援における Vineland - II とICFを活用したアセスメント及びモニタリングに関する支援者の意識調査（3年計画2年目）

国立のぞみの園は地域の障害者のための通所事業として生活介護、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域の生活の場として共同生活援助を提供し、幼児から高齢者まで幅広い年齢の方が利用しています。これらの事業でアセスメントとモニタリングについて共通のツールを用いて支援の一貫性確保や情報共有の利便性向上を図るため、幅広い年齢に適用可能かつ国際的に標準化されている Vineland-II（日本語版適応行動尺度）とICF（国際生活機能分類）を用いることとしました。本研究では、この取り組みによって支援者が得られる効果と課題を明らかにすることを目的に、支援者を対象とする調査を行います。

7) 矯正施設を退所した知的障害者における小児期逆境体験に関する研究（3年計画3年目）

小児期の脆弱な養育環境を「小児期逆境体験」といい、トラウマの概念には小児期逆境体験も含まれるとされます。非行・犯罪をした者は成育過程で小児期逆境体験を経験した確率が高いという先行研究がありますが、国内において非行・犯罪をした知的・発達障害者の小児期逆境体験に関する先行研究はありません。この研究は、国立のぞみの園で支援した非行・犯罪をした知的・発達障害者の個人資料を用いて、小児期逆境体験の経験状況について明らかにし、小児期逆境体験を経験した知的・発達障害者に対する支援のあり方について考察することを目的とします。

8) 障害者支援施設における強度行動障害に対応した通過型機能の在り方（2年計画2年目）

国立のぞみの園で平成21（2009）年よりモデル的に実施している通過型機能の支援効果や課題等を、資料調査や関係者へのアンケートやヒアリング等を通して把握することで、障害者支援施設における通過型機能の支援の可能性や実施する上での留意点等について検討する際の資料とすることを目

的としています。令和4年度は①利用者の支援記録等の資料調査②利用者、家族や関係者へのアンケート等を実施しました。令和5年度は、令和4年度のアンケート内容分析と対象者のインタビュー等の実施・内容分析等を行います。

9) 群馬県内の障害者支援施設における事業継続計画（BCP）の策定の現状と課題（2年目計画2年目）

厚生労働省は令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に事業継続計画（以下「BCP」という。）等を義務付け、3年間の経過措置後の令和6年4月から完全義務化としました。本研究では、今後の障害者支援施設におけるBCP策定及び運用を考える際に活用できる基礎資料の作成を目的に、令和4年度、群馬県内の障害者支援施設（悉皆）にBCPの策定や運用状況等のアンケート及びBCPを運用したことのある全国の障害者支援施設のインタビューを実施しました。令和5年度は調査結果の内容分析を行い、雑誌媒体や学会等での報告、紀要論文の投稿を予定しています。

10) 利用者・利用者家族に国立のぞみの園が果たしてきた機能に関する歴史的研究（3年計画2年目）

昭和46（1971）年の開設以降の国立のぞみの園において、どのような知的障害者が入所・生活し、場合によっては次の生活の場に移行していったのかを明らかにすることで、国立のぞみの園が実際に果たしてきた機能を、利用者利用者家族の観点にしばって明らかにすることを目的としています。国立のぞみの園（旧国立コロニー）の記念誌・年報といった刊行された文献資料の検討を行うとともに、入所調整にあたった国立のぞみの園元職員や国立のぞみの園職員に対してヒアリングを実施します。

令和5年度も上記調査研究事業の一環で複数のアンケートやヒアリングを予定しております。ご多忙とは存じますが、調査の協力依頼を受けた際にはご協力をお願いいたします。

また、国立のぞみの園ホームページ上で令和4年度の研究成果をまとめた国立のぞみの園研究紀要第16号を掲載しております。皆様にご一読いただければ幸いです。

『発達』の視点がもたらしてくれたこと

診療部長 成田 秀幸

20年以上前、精神科医としてのキャリアをスタートしたころは主に統合失調症やうつ病、躁うつ病の診療に携わっていました。診療の中で患者さんが生まれ育った場所、きょうだいの有無、学歴や職歴、結婚や出産に関わることなど、いわゆる「生活歴」を聞き取ることはありましたが、当時は『発達』という視点はほとんど持ち合わせていなかったというのが正直なところです。児童精神科医となり、自閉症をはじめとする発達障害の診療を通じて『発達』について学び始めましたが、今となっては障害、疾患を理解する目的にとどまらず、その人のことを理解する、いわば人間理解のための、私にとって大事な土台の一つになっています。

I. 発達特徴の把握は人間理解のスタート

言わずもがなのことですが、『発達』について把握することは、ある人に発達障害があるかどうかを特定する、診断する目的に限定されるものではありません。とはいうものの、私自身、はじめの頃はそのような捉え方でした。自閉症のお子さんにみられる行動特徴があるかどうかという、今思えばうつ病などの精神疾患を診断するときと同じような感覚で特定の“所見”を見出すことを目的にしていたように思います。経験を積むにつれより多くの“所見”に気づけるようにはなりましたが、その割にはその子のことを深く理解できていない手応えがないことに悩んだ時期がありました。知識や経験を積み重ねることで、自閉症のことに少しは詳しくなったのかもしれませんが、定型発達（大多数の子どもがたどる発達パターン）か発達障害かということを判断することがゴールになってしまっていたからだと思います。まさに“ラベリング”だったと反省しています。

当たり前ですが、人の発達は“定型発達か発達障害か”といった二元論的枠組みで、明確な境界によって単純に整理されるものではなく、一人ひとりが唯一無二の発達のありようを持ち、その違いが尊重されるべき多様性に満ちたものです。診断基準を満たすかどうかということは、その人の発達をごく限られた一側面から説明しているにすぎません。たとえ診断基準を満たさない人であっても、自閉スペクトラム症や注

意欠如多動症（ADHD）として定義される発達の特徴を様々な内容、程度で有しているのであれば、その発達の特徴はありのまま尊重されるべき、その人の尊厳の一部だと思えます。また、たとえば「自閉スペクトラム症」など同じ診断を受けている人であっても、もちろん一人ひとりその発達の特徴は異なります。構造化、視覚支援などによる支援においても、唯一無二のその人の特徴に沿って初めて意味をなすのだと思います。

その人の『発達』のベースとなる特徴を把握していくことは、その人を“分類する”ことが目的なのではなく、その人の物事をとらえ方、感じ方、学習スタイル、行動の仕方を知り、その人を“理解する”ためのスタートだと感じています。

II. 環境との相互作用で人は『発達』し続ける

『発達』という言葉は、成長や獲得といったイメージが強いかもしれませんが。しかし発達心理学では、“人は生涯にわたって発達する”と考えます。発達は子ども時代や若いときに限定されるものではなく、成人しても、さらには加齢に伴い様々な機能が低下していくプロセスも『発達』にとらえます。米国の発達心理学者、エリク・H・エリクソンが提唱した心理社会的発達理論（図）にもある通り、それぞれのライフステージならではの課題や葛藤に直面しながら人生が進んでいく、すなわち『発達』し続けるということです。たしかに、子ど

場から

もであっても大人であっても成長、進化し続けるということ
は診療の中でも感じます。そしてそれは知的障害や発達障害
の有無に関わらず言えることです。その人ならではの『発達』
のプロセスのなかで、成長、進化してきた今だからこそ、こ
の課題や葛藤に直面しているんだなと感ずることがしばしば
あります。

発達段階	対立する2つの項目	重要関係
乳幼児期 0～14 月	基本的信頼 vs 不信	母性
児童期前期 1～3 歳	自律感 vs 恥・疑惑	親
児童期中期 4～6 歳	主導感 vs 罪悪感	基本的家族
児童期後期 6～12 歳	勤勉 vs 劣等感	近隣・学校
思春期前期 12～18 歳	集団的同一性 vs 疎外感	仲間集団
思春期後期 18～22 歳	自我同一性 vs その混乱	外集団・リーダー シップのモデル
ヤングアダルト 22～34 歳	親密感 vs 孤独感	友情・性愛 競争・パートナー
中高年期 35～60 歳	生殖 vs 停滞	分業と家事の共有
老年期 60 歳～	統合性 vs 絶望	人類 自分の種族

図 エリクソンの心理社会的発達モデル

また『発達』という現象は、発達障害を含む、ベースとなる
遺伝的なその人の発達のな特徴だけで生じているのではなく、
とりま環境条件との相互作用の結果生じているもので
す。例えば、虐待環境のなかで身体的にも精神的にも実年齢
より発達が著しく停滞していた子どもが、安心・安全な環境
におかれたあと、実年齢相応の発達状態に急激に近づいてい
くという現象があります（愛情遮断症候群）。遺伝的な発達特
徴だけで『発達』として観察される現象が決まるのではなく、
おかれた環境によって発達の進み方、ペースが変わってくる
ということです。

『発達』は一生という長い期間、ずっと展開していく現象で
あることを考えると、環境条件についても、その時代の経済
状況、社会の仕組み、価値観なども長期にわたって大きく変
化していくわけで、その影響を十分に考えながら理解してい

く必要があります。また、時間経過に伴う変化だけでなく、
国や地域の文化、家庭や教育環境、ライフイベントなどの環
境要因も大きく影響します。『発達』のベースとなる特徴も唯
一無二のものであることは先にも書きましたが、さらにこれ
ら時間的、文化的環境要因も加えて考えると、『発達』という
現象がいかに多様性に満ちたものであるかということの思い
知らされます。

Ⅲ. 『発達』の視点をもたらしてくれた変化

『発達』の視点をもつことで、人という存在がいかに多様性
に満ちたものであるかということ、具体的に、実感を持つ
て理解できるようになった気がします。以前の私は、診断の
みならず、症状や所見についても“ラベリング”で終わって
していました。そんな私が『発達』という視点から、ベ
ースとなるその人にしかない発達の特徴、その人にしかない環
境条件の経過、そしてそれらの相互作用というプロセスで理
解するようになり、症状や所見についてもその人にとってど
のような体験なのか、どのような意味があり、影響をもたら
すのかと考えるようになりました。治療や支援においても、
その人のベースの発達の特徴、その人にとっての時間間隔、
心理的プロセスを踏まえた環境調整がいかに重要、かつ効果
的であるかということの思い知らされました。状況がなか
か改善せず、苦しい時期が続くこともありますが、その中で
もその人らしい、その人なりの成長や進化を感じることがで
き、思った以上に状況が展開し好転することもしばしばあり
ます。「レジリエンス」という言葉がありますが、私の中では「発
達力」と言い換えられるような印象があります。

Ⅳ. おわりに

『発達』の視点によって、私自身、一人ひとりの力強さや魅
力を実感することができるようになりました。“こうあるべき”
という固定観念や、既存の枠組みや選択肢だけにとらわれず、
新たな視点や可能性に目を向けながら、元来、一人ひとりが
有しているその人ならではの「発達力」を発揮できるように、
“おぜん立て”や“お手伝い”のような役割を果たしていけれ
ばと思っています。

国立のぞみの園の地域移行の取り組み ～日中サービス支援型グループホームの開設～

事業企画部事業企画課長 清水 清康

I. はじめに

国立のぞみの園（以下「当法人」という。）は、平成15（2003）年10月からの独立行政法人化以降、利用者の自立支援の取り組みとして独立行政法人化移行前の施設入所利用者（以下「利用者」という。）の地域への移行を推進してきました。約20年にわたり地域移行を推進し、190名（令和5年6月1日現在）の方々が、当法人を離れ生活しています。しかし、年々、利用者本人の障害の重度化や高齢化等（表1）により、受け入れ可能な事業所等が少なくなってきており、地域移行が厳しくなってきました。具体的には、高齢化による身体機能等が低下したことにより、転倒や骨折、嚥下機能低下による喉詰めのリスクが高くなったこと、これにより、健康管理や医療的ケア、疾病等による通院支援などの必要性が増えてきているところです。このため、障害の重度化や高齢化に対応するグループホームが必要と考え、また、利用者の地域生活先の選択の幅を広げるため、日中サービス支援型グループホームを令和5年4月1日に開設しました。

表1 施設入所利用者の状況（令和5年4月1日現在）

利用者数	148名（男性87名・女性61名）
平均年齢	69.9歳（70歳以上が90名）
平均障害支援区分	6.0
平均入所期間	44.8年
日常的に医療的ケアの必要な者	72名 ※一部重複あり
起立や歩行が困難で常時車いすを使用している者	65名

II. 日中サービス支援型グループホーム

当法人で開設した日中サービス支援型グループホームは、1ユニット定員10名の2ユニットの2階建てとなっています。また、高齢化等した利用者の生活や活動の場として考えたことから、建物内は、全室個室のほか車いすにも対応できるようリビングや廊下幅も広く取り、さらに、浴槽のほかに介護浴槽を設置しました。なお、介護浴槽は、

この度、開設した日中サービス支援型グループホームの利用者以外に近隣にある当法人グループホームの利用者の高齢化等への対応を見据えて、設置しました。



グループホーム外観



リビング



介護浴槽

III. 地域移行にあたっての具体的な取り組み

地域移行にあたっての具体的な取り組み（プロセス）については、今までの地域移行と同様に、本人の意向確認と

して、グループホームへの見学等の機会やグループホームでの生活体験を積み重ね、本人の意向の把握に努めました。また、保護者等からの同意については、保護者懇談会等の機会を活用して、グループホームの暮らしや既にグループホームで生活している利用者の様子などを映像や写真等を用いて紹介するなど、わかりやすく説明することに心がけました。

Ⅳ. 日中サービス支援型グループホームへの地域移行者

令和5年4月に開設した日中サービス支援型グループホームでは、5月に9名の利用者が生活を開始しました。生活を始めるにあたっては、生活寮の支援員からグループホームの支援員へ、当法人で使用している利用者ごとのサポートブック（プロフィールや支援の経過、健康情報、性格・特徴、日ごろの生活状況などが記載されたもの）を丁寧に引き継ぎ、新しい生活が始まりました。なお、地域移行した利用者9名の概況は表2のとおりです。

表2 日中サービス支援型グループホームの利用者の概況

利用者数	9名（男性7名・女性2名）
平均年齢	72.1歳（52～89歳）
平均障害支援区分	5.9
利用者の主な状態	車いす使用／立位の自立が難しく支援員の介助が必要／歩行が不安定のため付き添いや介助が必要／嚥下障害／視覚障害（全盲）／骨粗鬆症／心疾患／てんかん など

Ⅴ. これからの試み

令和5年度も利用者本人の生活体験や保護者等を対象にした懇談会を実施し、利用者の地域への移行を推進していきます。また、グループホームや地域での生活の質の向上を目指して、地域の社会資源の活用や地域での活動の機会をより多く提供するなどし、高齢化等した利用者に対する専門性の高い支援に取り組んでまいります。また、実践結果についてはニュースレターなどを通じて発信いたしますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。



なお、日中サービス支援型グループホームについてのご質問やお問い合わせは、事業企画部事業企画課地域移行係（TEL 027-320-1602）で受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。お待ちしております。



知的障害や発達障害のある方の支援に携わる皆さまへ 支援について相談したいことはありませんか？

事業企画部事業企画課事業企画係主任 須永 祐子

国立のぞみの園（以下「当法人」という。）では、知的障害や発達障害のある方の支援に携わっている皆さまからのご相談に対応しています。

例えば、「行動障害を有するなど著しく支援が困難な方への支援」や「高齢となった知的障害のある方の支援」、「矯正施設を退所した知的障害のある方や発達障害のある方の支援」はどうすればよいのだろうか。また、「個別支援計画の作成やアセスメント方法」、「事業所における感染症対策」、「権利擁護における障害者虐待防止」、「〇〇〇のテーマで職員研修会をしたいので講師（当法人職員）を派遣してほしい」など、さまざまなご相談に対応しています。さらに、当法人で行っている調査・研究や養成・研修等の情報提供等も併せて行っています。

さて、令和4（2022）年度のご相談について少しご紹介いたします。

令和4年度は、541件のご相談がありました。電話等のご相談は394件、講師派遣は147件でした。いちばん多かったのが、「行動障害関係」のご相談で講師派遣と合わせて198件になります。主な内容は「統一した支援を実施するにはどのようにすればよいか」、「器物破損行為がある」、「不適応行動が見られた時の対応方法」などのご相談、講師派遣では「行動障害のある方への支援方法」、「支援の難しい方へのアプローチ方法」をテーマにした講師派遣でした。令和4年度の上位5つのご相談は表1のとおりです。

表1 ご相談のベスト5

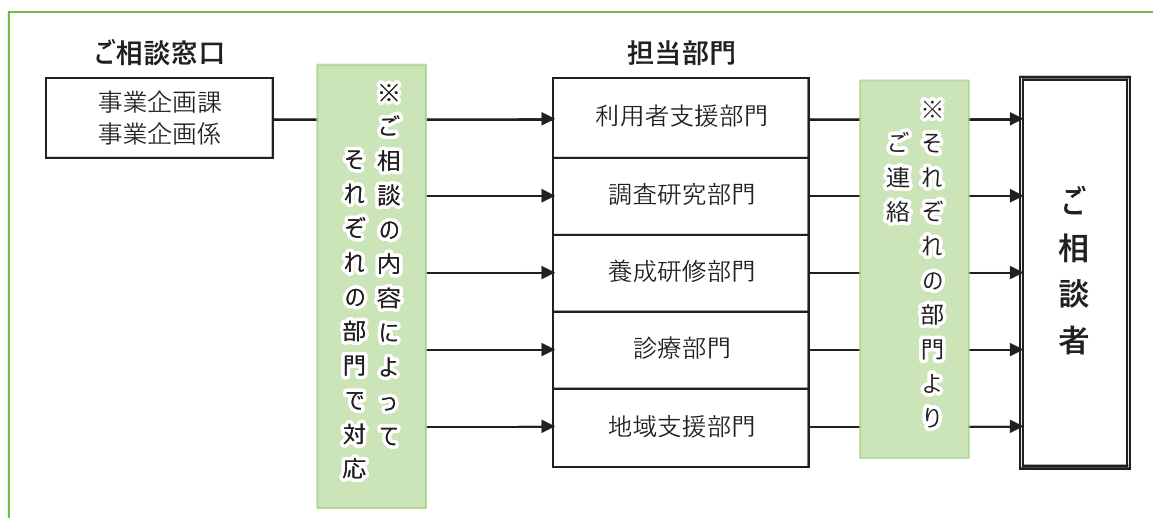
	分 類	ご相談件数 (うち、講師派遣件数)	主な内容
1	行動障害関係	198 件 (44 件)	・ 支援の方法について
2	障害者総合支援法関係	74 件 (12 件)	・ 制度や仕組みについて ・ 意思決定支援について ・ 権利擁護、障害者虐待防止、身体拘束等
3	矯正施設を退所した知的障害者関係	66 件 (7 件)	・ 利用者との話し合いのポイントについて
4	高齢知的障害者関係	64 件 (26 件)	・ 認知症と身体機能の低下について ・ ターミナルケアについて ・ 摂食嚥下について ・ 高齢化に伴う日中活動
5	発達障害関係	44 件 (34 件)	・ 将来を見据えた支援について ・ 地域における療育相談

また、ご相談のあった方々の所属先ですが、いちばん多かったのは、障害者支援施設の方々に233件（うち、講師派遣36件）でした。令和4年度の上位5つのご相談の所属先は表2のとおりです。

表2 ご相談の所属先のベスト5

	所属先	ご相談件数 (うち、講師派遣件数)	主な内容
1	障害者支援施設	233 件 (36 件)	・高齢知的障害者関係 ・行動障害関係
2	相談支援事業所・機関	82 件 (10 件)	・のぞみの園の利用に関すること ・講師派遣について
3	福祉関係機関	75 件 (54 件)	・講師派遣について ・利用者の終末期について
4	教育関係機関	49 件 (7 件)	・反発や拒否がある時、どのように対応しているか
5	市区町村の福祉部門	47 件 (2 件)	・のぞみの園の利用に関すること ・就労支援に関すること

次に、受け付けたご相談について、どのように対応しているかですが、当法人は、利用者支援部門、調査研究部門、養成研修部門、診療部門、地域支援部門があります。ご相談の内容によって、それぞれの部門の専門職がご相談に応じる形をとっています。例えば、利用者の支援に関することについては、利用者支援部門の職員が、利用者の医療的なご相談については、診療部門の職員などが、ご相談に応じています。また、難しいご相談内容については、厚生労働省等へ確認し対応させていただきます。



図：受け付けたご相談の対応方法

最後に、ご相談の方法ですが、電話やメールなどで受け付けています。詳しくは、当法人ホームページの「援助・助言／講師派遣」にご相談方法が記載されていますのでご確認ください。

障害者支援に携わる皆さまのお役に少しでも立てるよう利用者支援などでお悩みになられた場合などは、ご相談ください。講師派遣についても、訪問、Webで対応いたしますので、ご連絡お待ちしております（なお、当法人では個人の方からのご相談は受け付けておりませんので、個人の方でご相談のある方は、お住いの市区町村等へご相談ください）。

【お問い合わせ先】

- ご相談窓口／事業企画部事業企画課事業企画係
- 電話：027-320-1366
- Email：webmaster@nozomi.go.jp

- 受付時間：9:00～17:00（平日）
- FAX：027-320-1368



知的・発達障害者の感染対策の困難さ —生活の場の課題と解決のヒント—

研究部研究課研究員 根本 昌彦

I. 感染症と知的・発達障害者

感染症から知的・発達障害者を守るには、当然ことながら感染症対策の基礎を知ることが大切です。しかし、感染性対策の基礎が知的・発達障害者の特性や生活の場で通用しないこともあります。

知的・発達障害者にたびたびみられる行動の例をいくつかあげると、マスクが着けられない（またはこだわる）、自発的に手が洗えない、感染源となりやすい排泄物を不潔行為で広めてしまう、初期症状の訴えが少ないなどがあります。生活の場となる入所施設やグループホームについても、トイレに十分な広さがない場合は密になりやすい、飛びだし防止のため窓や扉が十分に開けられない場合は換気（窓開け）ができない、空室の余裕がないために個室対応（隔離）が困難、等の感染拡大を防ぐ構造（間取り）や設備になっていないのではないのでしょうか。さらに、複数の職員が出入りすることや、生活支援員の多くが衛生管理の専門職ではないこと、看護師等の配置が無い事業所もある等の専門的な対策が難しい状況もあります。

これらの状況から、知的・発達障害者に有効な感染症対策を行うには、感染症の基礎と共に障害特性や生活の場に合わせた応用（アレンジ）が必要です。以下にもう少し詳しくお話いたします。

II. 感染症の基本とは

感染症が発生するには3つの要因があります。それは「感染源」「感染経路」「感染性宿主」です。少し難しい言葉ですが、感染源とは、感染症にかかっている人、感染経路とは、言葉通り感染症が侵入する経路、感染性宿主とは、免疫機能が低下している（感染し発病しやすい）ことをいいます。この3つの要因を基にした感染予防の3原則とは、「感染源の排除」「感染経路の遮断」「免疫機能の維持向上」です。これらの原則を基にして、日常の感染対策（スタンダードプリコーションといいます）と発生時の感染対策を行い

ます¹⁾。

III. 知的・発達障害者の特性と生活の場に合わせた感染対策とは

（1）日常の対策（スタンダードプリコーション）

日常から行えることはシンプルです。手洗い、清掃、消毒、マスク（適宜）、換気、健康の維持と増進です。ヒントとなる代替手段を表1に示しました。

以上に加え、日頃から発生時を想定した仕組みづくりや訓練が必要です。このことは事業所にはBCP（事業継続計画）のひとつとして実施が義務付けられています。

（2）ICTの発足にむけた取り組み

感染症の拡大は災害レベルなので組織的な取り組みが重要です。医療機関ではICT（Infection Control Team：感染症対策班）というチームが専任又は併任しながら活動して

表1 ヒントとなる代替手段

項目	行為	代替手段（例）	ポイント
感染経路の遮断	手洗い	・本人手指の清拭や消毒 ・触れるところを清掃、消毒 ・基本どおりの手洗い実施（職員）	【ベターを目指す】 ・0リスクでなく軽減を目指す 【多様な手段を積み重ねる】 ・ひとつの手段にこだわらない ・維持継続する 【研修や実地訓練を行う】 ・基礎と応用の知識が必要 ・BCPとして義務あり
	マスク	・職員が着ける（持ち込むのは職員） ・利用者も可能な方は着ける ・口を覆うもので代替する（バンダナ等）	
	換気	・設備の換気機能を最大にする ・扇風機による入れ替え ・CO ₂ センサで見える化し適宜換気	
維持向上	免疫機能の	・疲れない ・ストレスを貯めない ・可能な範囲でワクチン接種を受ける	

いるところもあります。福祉施設で起こりやすい感染症は図1のとおり²⁾ 数多くあることから、ICTのようなチームの設置が必要だと考えます。国立のぞみの園（以下「当法人」という。）では令和4年度から、感染症対策に関するプロジェクトチームを立ち上げ、ICT設立に先行して感染対策を進めているところです。医療専門職が設備の整った医療機関に設置したICTを参考にしながら、知的・発達障害者の特性や生活の場（職員構成）に合わせたICT（図2）の設立を進めています。

感染経路	病原微生物	隔離の原則
空気	結核菌、麻疹ウイルス、水痘など	個室隔離
飛沫	インフルエンザウイルス、風疹ウイルス、ムンプスウイルス（おたふく風邪）等	個室隔離が困難な場合は集団隔離
エアロゾル	新型コロナウイルス	
接触	ヒゼンダニ（疥癬）、ノロウイルス	
補足		
・有りそうでない生涯免疫：水痘、麻疹ウイルス、ムンプスウイルスなど		
・地域移行に伴うリスク（風俗利用、異性関係の混乱）：HBV、HCV、HIVなど		

図1 介護施設の看護実践ガイド2021を参考に加筆

園内ICT 活動内容

- ・感染対策に関する年間計画の作成
 - ・年間計画の実行とアウトカム評価
 - ・月1回のユニットラウンドと評価
 - ・感染対策マニュアルの作成改定作業
 - ・自施設内外の感染症発生状況をモニタリング（流行時1回/週）
 - ・PPE、ゾーニング、マニュアル等に関する研修の企画実施（2回/年）
 - ・スタンダードプリコーションの現場検査（1回/年）
 - ・ポスター等による啓発活動（流行時1回/月）
 - ・感染発生現場への介入（援助助言、不足設備の補充）
- ※全て現場へのフィードバックと感染症対策委員会に報告承認
 ※メンバー（5名前後）：
 生活支援員、地域支援員、看護師、事務職

図2 知的・発達障害者の特性や生活の場（職員構成）に合わせたICT活動内容

IV. 早期対応のために

感染症は時間の経過と共に二次三次感染を繰り返し感染者が増加します。このことを当法人に関わりのある感染症専門認定看護師は、「初動の遅れがクラスター（感染の拡大）に繋がる」とアドバイスしています。この状態を防ぐには、現場ができることは現場判断で即応することです。当法人では新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合に備えて、現場が即応できるよう「初動パッケージ」を企画し（図3）推進中です。「初動パッケージ」は、いつでも、人、物、情報と医療が4時間以内に稼働するようにしたものです。実際にこの初動パッケージを稼働させるには訓練（研修）も必要です。

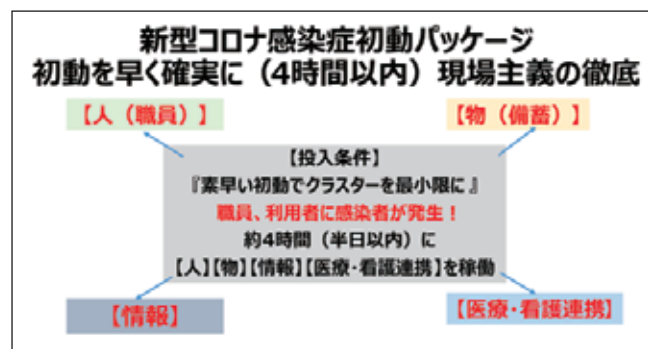


図3

V. まとめ

ここまでのお話は、知的・発達障害者が生活する場所（入所施設、グループホーム、通所施設、自宅等）に共通する事項を述べています。そのため、感染対策の基礎を守りつつ実際に利用者される方やその背景（居住環境）の違いに応じた対策も必要です。

また、福祉事業所が行う感染対策で意識してほしいことがあります。それは、感染対策の多くは利用者にご不便や不安を与えることです。「隔離」を行えば抑制行為になることを忘れてはならないと思います。反面、抑制行為を恐れ過ぎれば、感染が拡大し多くの利用者にダメージを与えることになります。この二律背反状態を避けるためにも、感染症対策と知的・発達障害者支援の双方の専門的な対応を組み合わせることが必要不可欠だと思います。

参考文献

- 1) 松本哲哉「福祉現場の感染症対策入門」中央法規出版2021
- 2) 公益社団法人日本看護協会編集「介護施設の看護実践ガイド第2版」医学書院2021 P189

感染症対策推進プロジェクトチーム 活動レポート

生活支援部特別支援課はばたき・ひなた寮副寮長 高橋 理恵

研究部研究課研究員 根本 昌彦

I. 5類は危機

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、令和5年5月8日に2類相当から5類感染症になりました。具体的には、マスクの着用は個人の判断に委ねることになり、感染症発生動向は毎日の総数から週一回の定点報告になりました。このことから、マスク無しによるウイルス飛散量の増加の可能性や、感染状況が判りづらく早期対応が困難な状況が散見されています。加えて最近の感染者数の増加も気になるところです。

そもそも知的・発達障害者は、初期症状の訴えが少なく感染症対策を早期に行うことが困難です。よって、5類に移行した結果、面会や外出等の社会参加の機会は増加させつつ、日常の感染対策は徹底するといったような、メリハリのある感染対策が必要になったと考えられます。

当法人の感染症対策推進プロジェクトチーム（PT）では5類に移行した状況に応じた対策や最近の感染者数の増加に対応するために、「注意喚起」「発生時の対応確認」の2つの作業を先行させているところです。このことについて以下に詳しく報告いたします。

II. 注意喚起

ポスターは、職員の感染に対する危機意識を高めることを第一とし、必要なメッセージだけを大きく記載するものにしました（図1、2）。このポスターは、見慣れてしまうと注意喚起につながり難くなるため、約3週間毎を目途に新しいものに更新しています。

III. 発生時の対応確認

(1) PPE研修

PPEとは「個人防護具（Personal Protective Equipment）」の略称であり、PPEは、感染症が発生しているエリアに入るとき等の際に使用する感染防御の道具のことです。具体的にはガウン、マスク、手袋等を指します。PPEを正しく使用するには

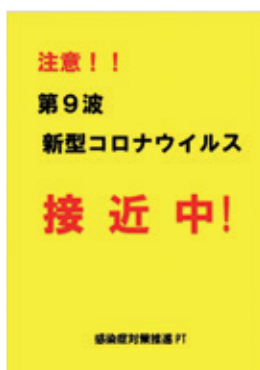


図1 ポスター第1弾

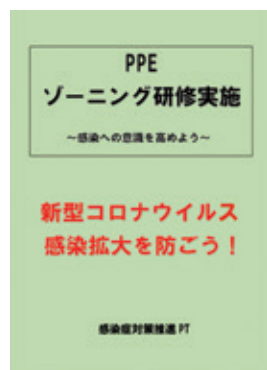
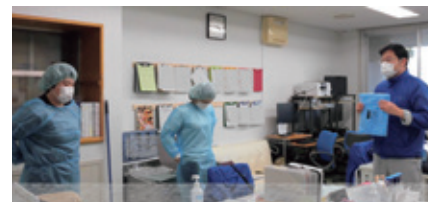


図2 ポスター第2弾

研修が必要です。

当法人では、実地研修（寮に看護師が正しいPPEの実物を使用）を年1回実施しており、今回は5類に移行



PPE 研修風景

したことや社会での感染者の増加傾向に合わせ、研修を実施しました。研修後のアンケートでは、実物を使用（1人1組提供）した研修に効果があると回答したのが91%でした。記述回答では、

- ・定期的に行わないと忘れると思うので短いスパンで実施できるとなおよいと思う。
- ・動画研修より効果があると思う。
- ・見るだけと、実際に行うのでは違いがあるので、実際に着用するのは良いと思う。

等の意見がありました。実物使用した研修は物品のコストや研修を行う看護師の負担も少なくありませんが、実物を現地で行うことの大切さが明らかになったアンケート結果でした。

(2) ゾーニング確認

当法人では、生活寮で感染者が発生した場合に行うゾーニング方法は寮ごとに決めてあり図面も準備していますが、実際にゾーニングを経験したことが無い生活寮もあったためゾーニング方法について現地で看護師が確認と説明を行いました。

その結果アンケートでは、看護師が行う確認と説明に対して85%が良かったと回答しています。また、記述回答では、

- ・園内の現場を知っている看護師による訓練は効果があると思う。
 - ・その場で質問ができてよかった。
 - ・実際にパーテーションを並べて仕切りを作りたいと思った。
 - 一方、実施した看護師からは、
 - ・間取り図が見当たらない寮があった。
 - ・ゾーニングの実施を決定する人が決まっていない（ゾーニングの開始が遅れる）。
 - ・多動な利用者が多くゾーニングは困難と言われた。
 - ・ゾーニングに必要な物品の位置が解っていない。
- といった意見がありました。

以上の結果から、寮で実際にゾーニングを行う訓練の必要性が明らかになりました。この結果を受け訓練の実施を計画中です。

以上の先行実施したものの他にも、マニュアルの見直し、PPE物品の管理方法の見直し等も行っています。特にマニュアルについては、現状では文字が多く、読みにくい、覚えづらい、結果動けない、といった状況もあるため、即応できるマニュアル作りも始めているところです。

INFORMATION

お問い合わせ先のご案内

○障害福祉サービス、地域生活支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のある18歳以上の人たちを対象に、生活介護・自立訓練・就労継続支援B型・短期入所・日中一時支援を提供しています。

TEL.027-320-1416【事業企画部支援調整係】

○障害児通所支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のあるお子さんを対象に、児童発達支援・放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を提供しています。

TEL.027-320-1005【地域支援部発達支援係】

○外来・入院診療のご利用について

障害のある人たちが安心して受診できる医療を提供しています。健康診断や医療に関する相談等も受け付けています。

TEL.027-320-1327【診療所医事係】

○障害者とそのご家族の相談について

障害のある人たちや障害のあるお子さんのご家族からのさまざまな相談に対応いたします。

TEL.027-327-3520【事業企画部相談係】

○講師の派遣、知的障害関係施設等で働いている人たちの相談について

研修会などの講師として職員の派遣を行っています。障害者に対する支援について、知的障害関係施設等で働いている人たちからのさまざまな相談に対応いたします。

TEL.027-320-1366【事業企画部事業企画係】

○研修会等の開催について

研修会やセミナーの開催のお問い合わせに対応いたします。

TEL.027-320-1357【事業企画部研修係】

○実習生等の受け入れ、ボランティアの受け入れ、施設見学について

大学・専門学校などからの学生等の受け入れ、ボランティアの受け入れや施設見学等のお問い合わせに対応いたします。

TEL.027-320-1322【事業企画部養成係】

○刊行物のご案内

ホームページ <https://www.nozomi.go.jp/> 調査・研究→調査研究報告・テキストをご覧ください。

編集事務局からのお願い

人事異動、事務所の移転などにより、住所や送付先名が変更になりました場合には、新しい送付先名等をFAXやEメールなどで事務局あてにご連絡をいただけますと幸いです。

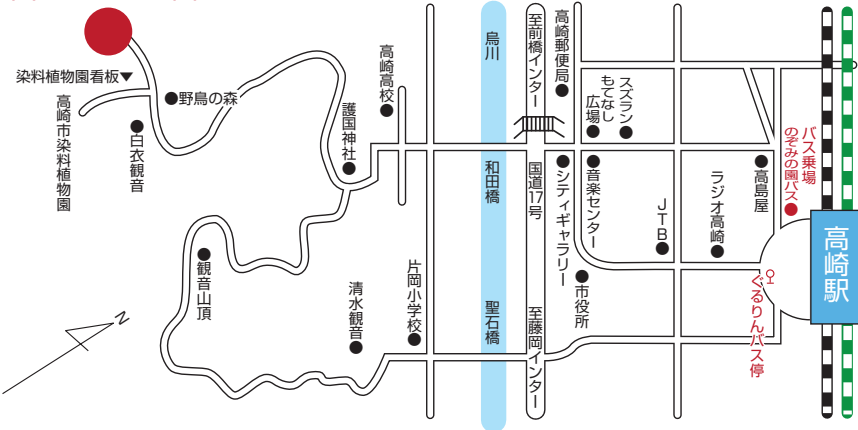
お忙しい中お手数をおかけして大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。
『ニュースレター』のバックナンバーは、ホームページ <https://www.nozomi.go.jp/> でご覧いただけます。ご関心を持たれた方はぜひご覧ください。

【ニュースレター関係連絡先】

TEL.027-320-1613(総務部)
FAX.027-327-7628(直通)

国立のぞみの園へのアクセス

国立のぞみの園



1 タクシー利用

所要時間【JR高崎駅（西口）より約15分】

2 バスの利用

①市内循環バス「ぐるりん」 乗り場8番

- ・系統番号13：JR高崎駅（西口）乗車～「国立のぞみの園」下車
- ・系統番号14：JR高崎駅（西口）乗車～「国立のぞみの園」下車

所要時間【約30分】

②のぞみの園定期バス（利用者優先）

所要時間【JR高崎駅（西口）より約25分】

ニュースレター

令和5年10月1日発行 第78号（年間4回（4月・7月・10月・1月）1日発行）

平成16年8月20日創刊

編集／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

制作／上武印刷株式会社

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2

TEL.027-325-1501（代表） FAX.027-327-7628（代表）

ホームページ <https://www.nozomi.go.jp/>

E-メール kouhou@nozomi.go.jp

